

介護職員等特定処遇改善加算 事業者団体向け説明会 質疑応答

	質問	厚生労働省 回答
1	<p>会員法人から自治体に「8万円以上の賃金改善も年収440万円の達成も難しい」と相談したところ、自治体から「年収400万円の介護職員がいるのであれば、さらに月額4万円の賃金改善をすれば440万円を達成できるので、必ず1人はその賃金改善が必要だ」という指導を受けました。</p> <p>経験・技能のある介護職員のうち1人以上は8万円以上の賃金改善又は年収440万円以上を目指しつつも、①加算額が少額である、②現在の職員全体の賃金水準が低いなど、当該賃金改善を1人も達成することが困難な場合であっても、合理的な説明があれば、本加算の申請が可能であると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、これは金額にかかわらず、それぞれ事業所により状況は異なることから、例外事由に当たるか否かを事業所内で労使でよく話し合い、理解を得る前提で、本加算の申請が可能であるということによろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
2	<p>経験・技能のある介護職員のうち1人以上は8万円以上の賃金改善又は年収440万円以上の賃金改善が困難な場合の説明は、計画書には記載欄がないので、実績報告書にのみ記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、「設定できない場合の説明」欄に、「小規模事業所等で加算全体が少額である」、「職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である」という理由であれば、○をつければよいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
3	<p>会員法人から、「グループ①の、所属法人等における勤続年数10年以上の介護福祉士とは、現在介護福祉士の資格を有する勤続年数10年の者でよいのか、介護福祉士の資格を有してから勤続10年か」という質問がありました。</p> <p>通知における「基本的な考え方」は前者だと思いますが、そもそも「経験・技能ある介護職員」の「経験」については各事業所の裁量で設定することが可能なので、どちらでも自由に設定することが可能であり、後者で設定することも可能であると回答しましたが、よろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
4	<p>勤続年数10年以上の介護福祉士は、必ず「経験・技能のある介護職員」に位置付ける必要があるか、質問がありました。</p> <p>この点についても、各事業所の裁量で設定することが可能であるという考え方でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
5	<p>Q&A (Vol. 2) 問12に、介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付のサービス等について、介護給付のサービスを一体的に行っている事業所と同一事業所とみなすことができる旨の記載があります。</p> <p>法人単位で年収440万円の者等の設定・確保を行う場合、法人で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要(Q&A (Vol. 1) 問15)ですが、この場合も、介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付のサービス等と介護給付のサービスとを一体的に行っている事業所については、一の事業所とみなして設定できると考えてよいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
6	<p>Q&A (Vol. 2) 問16に、看護と介護の仕事を0.5ずつ勤務している職員を介護職員として区分することが可能という記載がある。これは、労働実態等を勘案し事業所内でよく検討した上で、兼務職員として0.5ずつ区分することも、介護職員1.0として区分することも可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	労働実態等を踏まえ検討した前提で、可能。